

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	獣畜のとさつ後検査	
根拠法令・条項	と畜場法第14条第2項	
所 管 課	保健所 食品衛生課	
審 査 基 準	<p>1 検査すべき疾病の範囲はと畜場法第14条第6項に規定する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請記載の実施年月日、即日
	標準処理期間を設定できない理由	